

令和6年度 いじめの防止基本方針

東近江市立能登川北小学校

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの防止等のための対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であるとの認識に立ち、いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指し、推進しなければなりません。

また、全ての児童生徒がいじめの行為を行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等のための対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が充分に理解できるようにしなければなりません。

加えて、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特別に重要であることを認識しつつ、市、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならないと考えます。

(2) いじめの定義

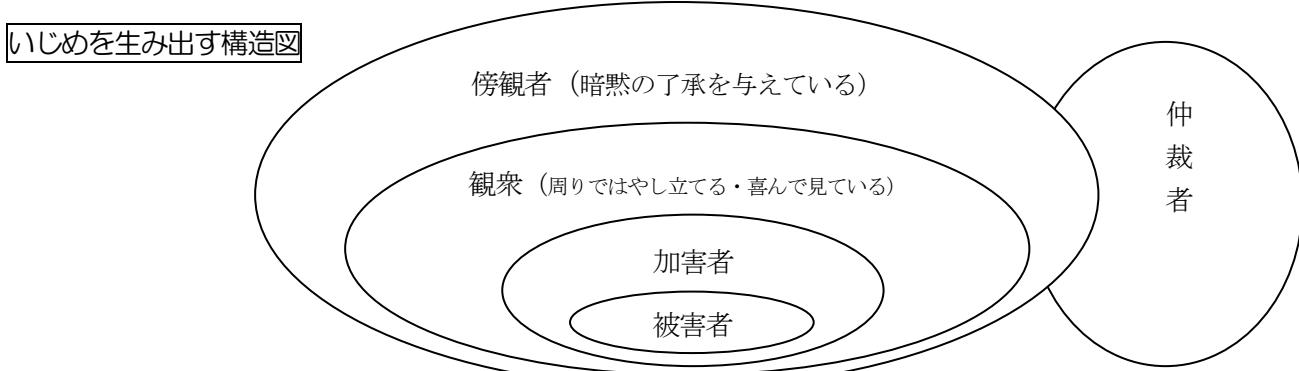
「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起った場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に相談することの重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な日が被害は生じるような、直ちに警察に通報することへの大切なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における定義】より】

(3) いじめの構造

いじめは、表面的には、「いじめる子」と「いじめられる子」との支配・被支配の関係のように見えることがあります。しかし、今日のいじめは、いじめる子、いじめられる子の他、これらを取りまく「はやし立てる子ども（観衆）」や「見て見ぬふりをする子ども（傍観者）」という集団が存在し、全体として四層構造からなっているといわれています。さらに、学校や家庭・地域社会の中にも、いじめを生みやすい要因があります。



(4) いじめの基本認識

いじめの防止などは、全ての学校・教職員が自ら問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題です。いじめをなくすため、まずは、日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要です。また、いじめを含め、児童の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を旨とした対応の充実を図る必要があります、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童一人一人に応じた指導・支援を、積極的に進めていく必要があります。

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する必要があります。

1. 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつ。
2. いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
3. いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していることを意識する。
4. いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であることと認識する。
5. 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む。

「いじめの問題に関する総合的な取組について（平成8年7月 児童生徒の問題行動等に関する調査研究会議（報告））」より

いじめの種類（例）

①暴力・肉体的ないじめ ②性的ないじめ ③集団で無視する ④悪口陰口・言葉によるいじめ ⑤物を隠すなど、物質的ないじめ ⑥物事の強要
⑦SNS・ネットいじめ ⑧勉強や行動の妨害 ⑨間違った情報を与える ⑩いじめを捏造する ⑪笑いものにする、バカにする

いじめの判断基準（例）

1. 反復性 : 相手が嫌がることを複数回行う。
2. 同一集団内 : その行為が常に特定の集団内で起こっている。
3. 立場の不対等 : 行為者が優位な立場にある、片方が一方的におとしめられている。
4. 故意性 : 嫌がっていることを理解した上で行っている。
5. 傍観者の有無 : 1対1ではなく、周りに傍観者がいる。

文部科学省より

今般、一部の学校において、社会機能の維持にあたる方を家族に持つ児童生徒を、医学的な根拠なく自宅待機とする事案が発生しました。新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、不適切であり、あってはならないことと考えています。については、正しい情報に基づく適切な判断・行動をとっていただき、以下のQ&Aも参考に、改めて偏見や差別の防止の徹底に努めていただくようお願いします。

また、各学校においては、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないように十分配慮していただくようお願いします。

- ・学校再開に関するQ&A（子供たち、保護者、一般の方へ）【令和2年4月15日時点版】

問11（文部科学省ホームページ） https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00003.html#q11

2 いじめ未然防止のための措置

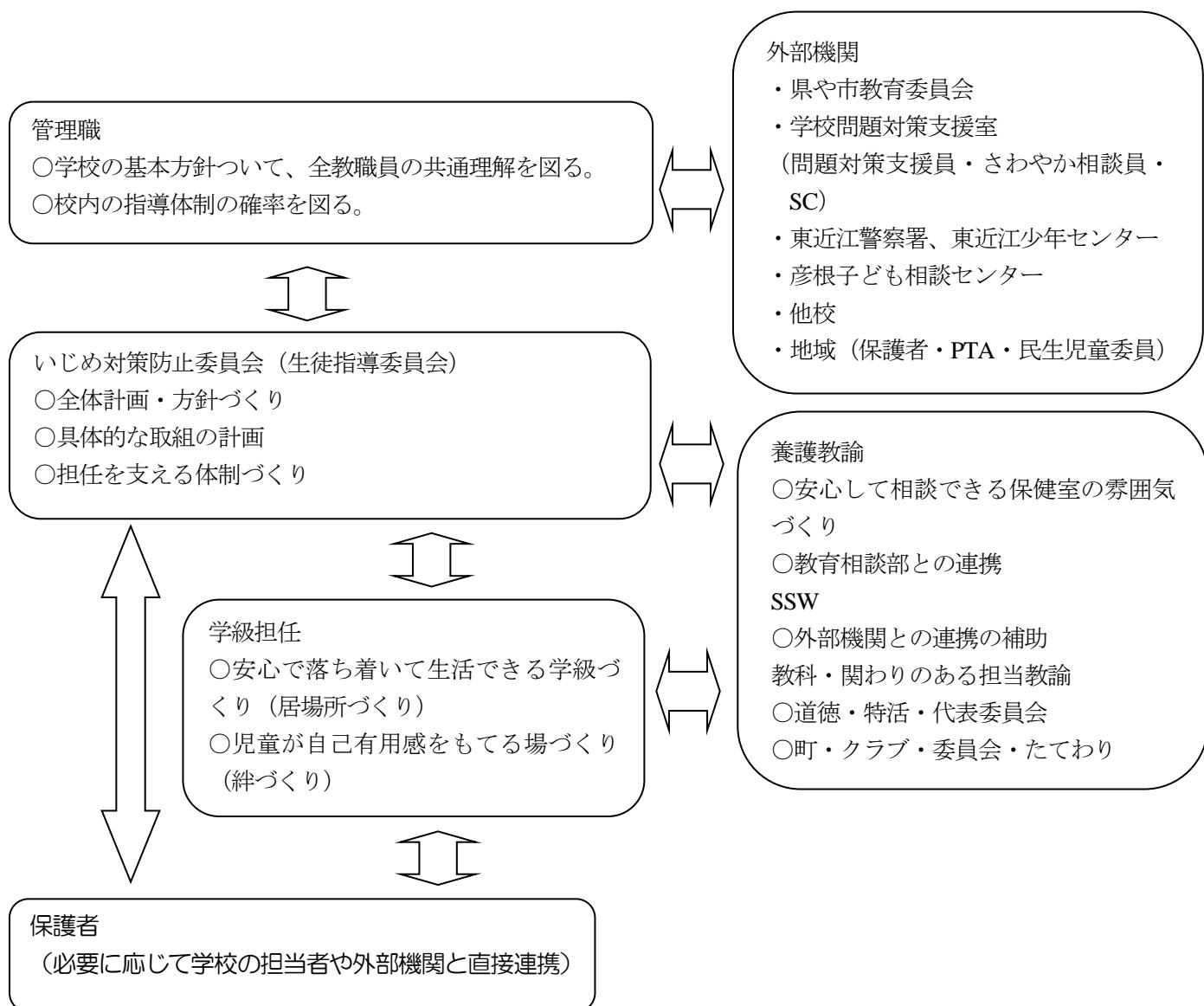
未然防止の基本は、児童が心を通じ合うコミュニケーション能力を育み、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような「授業づくり」や「集団づくり」です。さらに、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることです。言い換えれば、いじめ防止のために特別なことをするのではなく、日々の授業や行事の内容を改善することで、いじめが生まれにくい風土をつくっていくことが重要です。

校内に「いじめの防止等の対策のための組織=いじめ防止対策委員会」を設け、必要に応じて外部の専門家との連携を図るためにも、組織として取り組み、計画の立案、実践、進捗状況の確認、検証といったサイクルで未然としての取組を学校全体で取り組んでいくことが必要です。

(1) 学校の体制

学校の姿勢として、「いじめは絶対に許されない行為である。」という前提のもと、学校全体でいじめ問題に真剣に取り組むという強い意志を示すことが大事です。いじめは学校の教育活動の全体が問われる問題であることを、全教職員が認識することが必要です。

また、「いじめを許さない」ことを児童に教え込むのではなく、児童自身がそう考えられるようになることが大切です。全体計画・年間計画を立てて、計画的に学校全体で推進することが大切です。



学校体制を整えると共に、教職員として・・・

- 児童に信頼されるような豊かな人間性を身につける
- 児童の人権に配慮した関わりをする
- 児童に影響を及ぼす自らの言動に留意する
- 児童の小さな変化に気づく感性を磨く

ことが必要です。

(2) 教職員としての意識

どの学級や学校にもいじめは発生し得るという危機感をもち、児童の悩みを親身になって受け止め、児童の発するサインをあらゆる機会を捉えて敏感に感知するよう努めることが大切です。

さらに、いじめは加害者と被害者の関係だけで起こるのではなく、教職員の言動や学級の雰囲気の影響も大きいので、いじめをさせないという人権に配慮した環境づくりを心がけることも必要です。

(3) 学級づくり・集団づくり

児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」を進め、そこで児童が「本音や感情の交流がある。」などの自らが感じとしていく心のつながりが生まれるような集団づくりが重要です。そのためには、児童同士が互いのよさを認め合うことができる、よりよい人間関係づくりに取り組むことが必要です。

(4) 「わかる授業」を通して

いじめの加害の背景についても、勉強や人間関係などのストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、児童一人ひとりを大切にしたわかりやすい授業づくりをすることが大切です。

生徒指導の機能を重視した「わかる授業」

- ①自己決定の場を与える → 自ら課題を見つけ、自ら考え、判断し、表現する授業
- ②自己存在感を与える → 学ぶ楽しさや成就感を味わせることができる授業
- ③共感的人間関係を育成する → 児童及び児童と教職員がお互いに認め合い、学び合うことができる授業

(5) 道徳、学級活動を通して

未熟な考え方や道徳的判断力の低さ、他人を思いやる心や人権感覚の欠如からいじめが発生するため、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることがたいせつです。児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出合うことで、人としての「気高さ」や「心づかい」・「やさしさ」などに触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑制につながると考えられます。

また、学級活動を基盤とした集団活動や体験的活動を通して、よりよい人間関係を築く力や社会性の育成を図ることも、いじめ防止につながります。

(6) 学校生活、学校行事、児童会の活動の中で

授業だけでなく日々の学校生活全体の中で取り組んでいかなければならぬものです。教職員には、日常の観察から児童の実態を把握し、様々な場面で変化を感じとることのできる高い意識をもち続けることが求められます。

学校行事を通して、児童が自発的に取り組む場面を設定し、達成感や成就感をもたらせるだけでなく、他の児童・大人との関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わり合いながら、他人の役に立ってい

る・他人から認められているといった「自己有用感」を獲得していくことを目標とします。

たてわり活動、委員会活動、毎月の生活のめあてを話し合う「代表委員会」の活動の中で、児童自身がいじめの問題を自分たちの問題として受けとめ、自分たちにできることを主体的に考えて行動できるような働きかけを教職員が陰で支えることが必要です。

(7) 家庭、地域、関連機関との連携による未然防止

家庭や地域社会、関連機関と連携し協力体制づくりを進めていくことが大切です。

3 いじめの早期発見

(1) 実態把握の方法

いじめに対する指導やいじめの実態把握を定期的に行っていく必要があります。日頃の児童観察に加え、児童や保護者に向けて年間3回、6月・9月・1月に「いじめアンケート」を行います。また、教育相談で実施される「先生聞いてアンケート」に続く10分間カウンセリングからも、言語化されていない児童の思いや背景を直接話すことで確認し、個別の時間を確保することで安心して話せる場を提供します。その他にも、欠席や遅刻、体調からの状況把握、保護者からの情報から実態の把握をしていきます。

(2) 相談体制の充実

児童及びその保護者が、抵抗なくいじめや学習面、不登校傾向などの心配に関して相談できるよう、月1回の教育相談日を設けています。相談相手は、担任だけでなく養護教諭やSSWなど、どの教員でもよいように知らせています。なお、教育相談などで得た、児童の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱います。

SSW（ソーシャルワーカー）は教育の分野に加え、社会福祉士や精神保健福祉士など教育と福祉の分野に関する知識や技術を有しています。SC（スクールカウンセラー）が「児童の心の問題」に注目するのに対し、SSWは「児童を取り巻く環境」に注目し、その専門性から、児童の置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題への対応を図ることができます。

(3) 教育相談について

教育相談とは、児童それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を育て、学校生活に適応させ、自己理解を深めさせて、人格への成長への援助を図るものであり、一人一人の教育上の問題について、本人またはその親などに、その望ましいあり方の助言をすることです。つまり、児童の健全な成長・発達の支援を目的とする、教育の一環としての相談援助活動と言えます。

○援助的コミュニケーション（以下：6つのアプローチ）で、自尊心や意欲がもてるようになります。

- ①リソース（援助資源・資質・持ち味）
- ②傾聴と共感
- ③チューニング（波長合わせ）
- ④ポジティブ・メッセージ（肯定的な表現）
- ⑤リフレーミング（視点の変換）
- ⑥メタフォリカル・アプローチ（具体的な例えの活用）

○人間関係を築く力が低い人に、共同体感覚（以下；5つの説明）を育成していく。

- ①他者や世界に対する関心（自己チューの反対）
- ②所属感（「学級の中のかけがえのない一員である」という意識）
- ③貢献感（「学級のために、自分は役に立つこと、貢献できることがある」という意識）
- ④相互尊敬・相互信頼（学級の仲間を信頼し、お互いを尊敬して認め合う態度や雰囲気）
- ⑤協力（学級の仲間同士が相互尊敬で結ばれていれば、協力的行動が取れるということ）

○教育相談の「3段階（一次的、二次的、三次的）の心理教育的サービス」

■（一次的）開発的教育相談

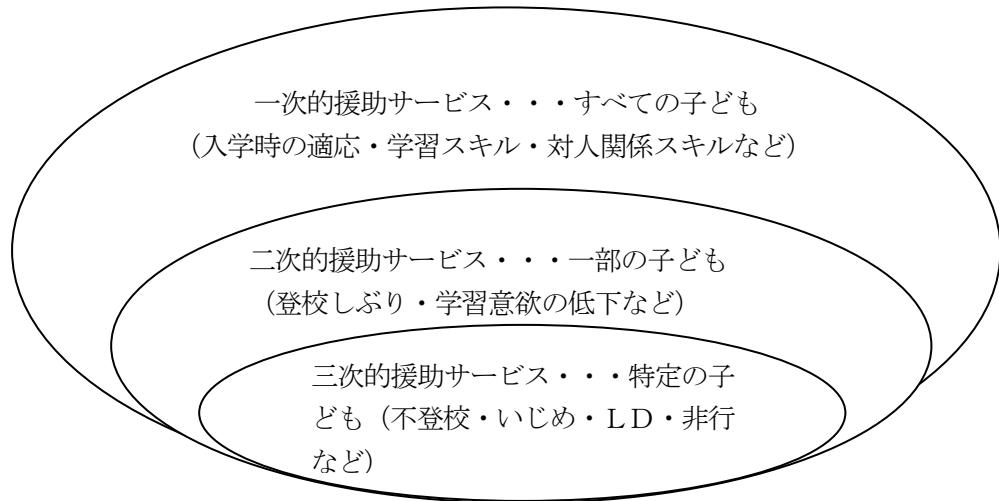
すべての児童に対して、日々の関わりや行事などのなどを通して、全ての職員が、健全な成長・発達を促すために支援するもの。

■（二次的）予防的教育相談

援助ニーズの大きい、やや気になる一部の児童に対し、教職員が普段の様子をよく観察する（早期発見）こまめに声かけするなど注意深く対応することなどが必要となります。

■（三次的）治療的教育相談

いじめなどの重大な支援ニーズをもつ特定の児童に対して、チームによる支援、校内では担任など（管理職、教育相談担当、特支CO、養護教諭、SC、SSW）、保護者、教育相談機関、専門機関や医療機関などとの連携も必要になります。



（4）早期発見のための地盤づくり（情報収集体制の充実）

- 早期発見のための体制づくり

本人からの訴え、教職員による発見、アンケートや教育相談の設定

- 早期発見のための職員研修

児童が発する小さなサインを見逃さない職員集団であるための研修の実施

インターネットを通じたいじめ対応のための情報活用能力・情報モラル教育の研修の実施

- 早期発見のための連携機関との連携

関係機関の具体的な活用の明確化

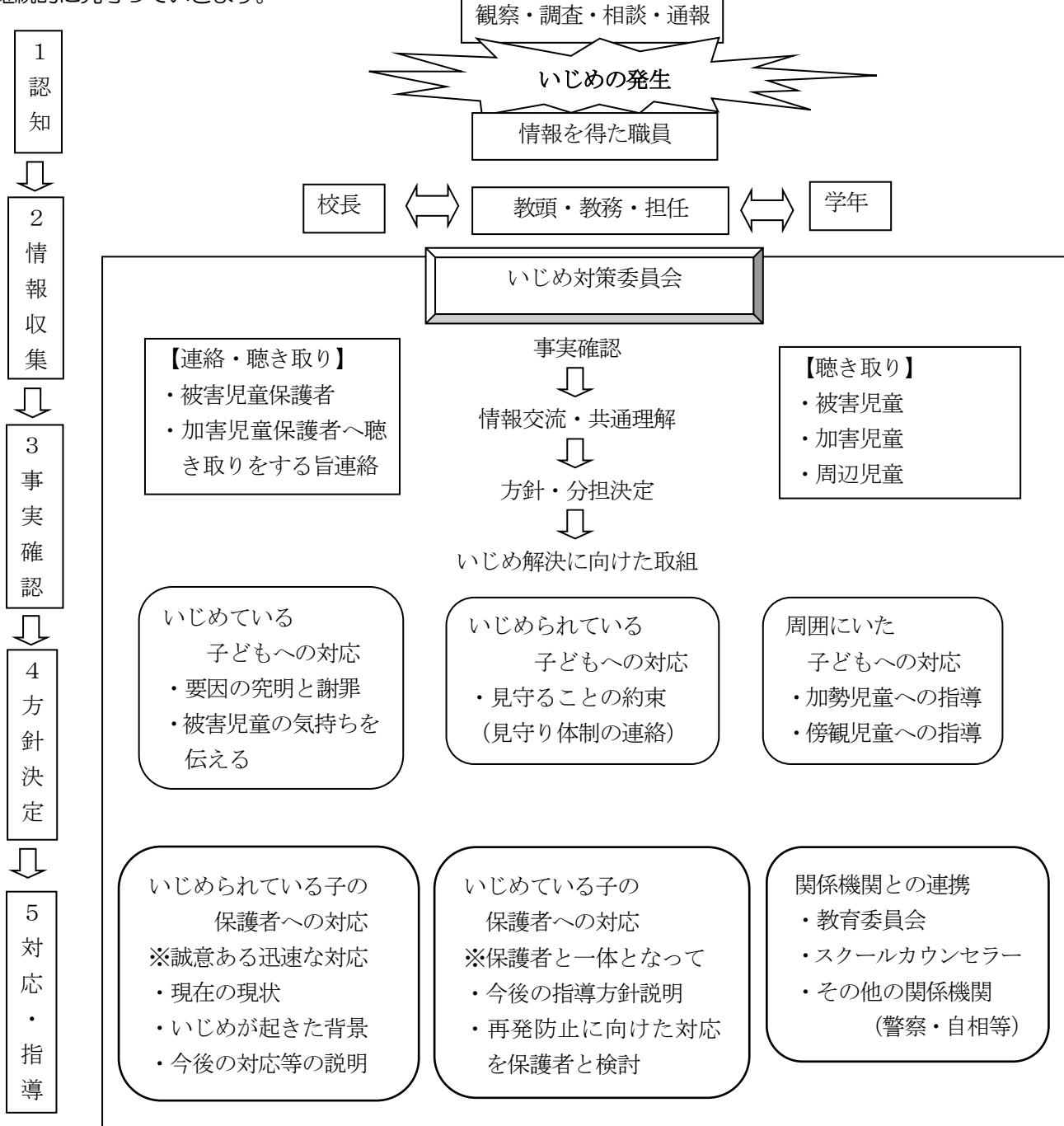
(5) 早期発見のための家庭、地域、関係機関との連携

学校を取り巻く環境（物的・人的）の実態をまず把握することが先決です。次に協力してくれる人と人との結びつきをつくり、家庭、地域、関係機関、関連機関同士の関わり合いが密になることによって、情報の共有が図られ機能するシステムとなっていきます。ここでは、的確な対応を迅速に行なうことが大切です。

4 いじめへの対応

(1) 組織的な対応

いじめ情報がもたらせた時は、内容を軽視することなく迅速かつ適切に対応します。いじめられている児童を守ることを最優先にし、一人で抱え込まず学校全体で組織的に対応します。また、いじめ再発防止のために、継続的に見守っていきます。





継続指導・経過観察

再発防止に向けた継続指導
未然防止に向けた継続指導

- ※1. いじめを認知した職員は、対応図に従い関係職員に報告し、組織で対応にあたる。
- ※2. 校長は、素早いいじめ対策委員会を招集し、早期解決に向け迅速な対応に努める。
- ※3. この組織対応図は、常時職員室に掲示しておくものとする。

(2) 重大事態への対応（いじめ防止対策推進法）

1. 重大事態の意味

- ①いじめにより児童の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(例) ①児童生徒が自殺を企図した場合

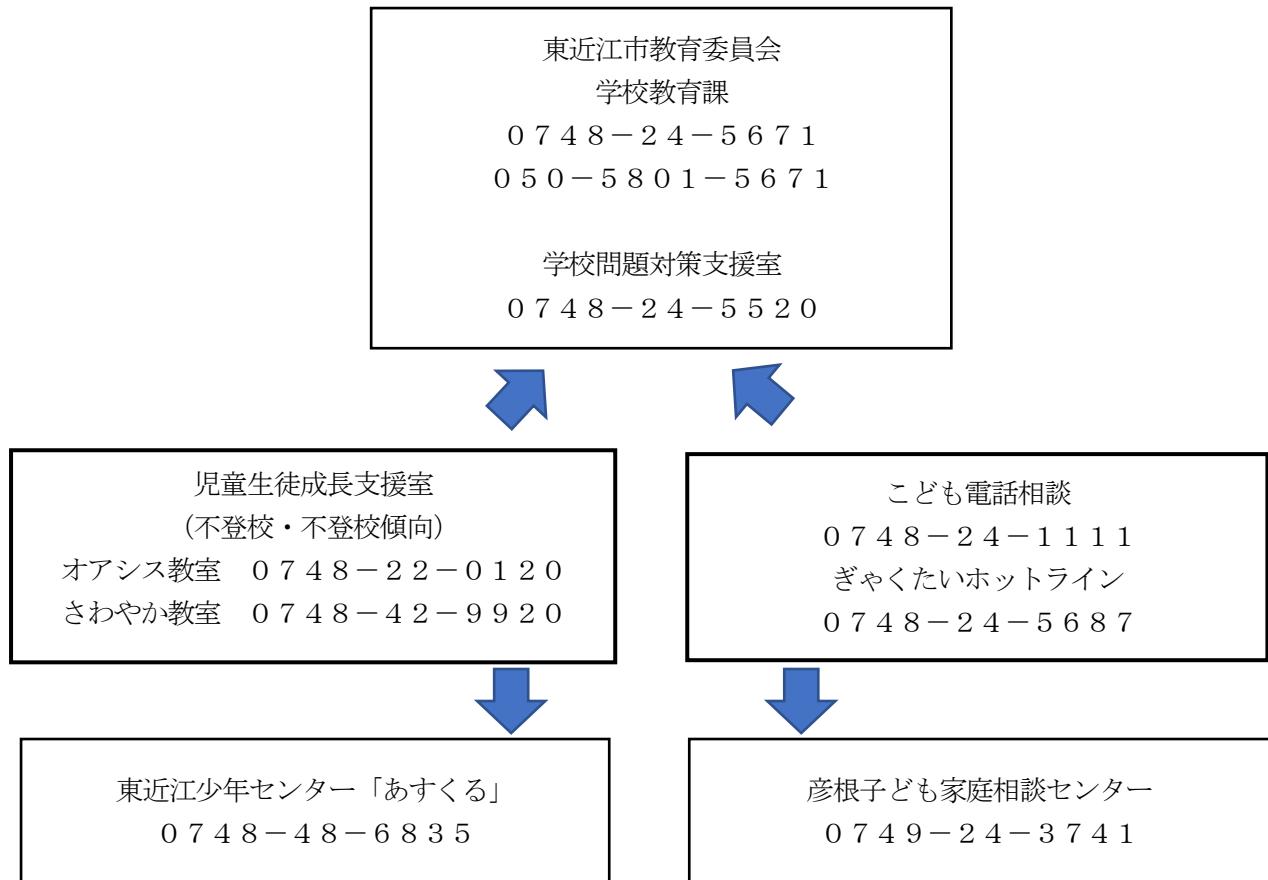
- ②心身に重大な被害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- ・「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ・第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- ・また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(3) いじめ再発防止に向けての取組（学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組）

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ②学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ③学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（PDCAサイクルの実行も含む）。

<関係相談機関の電話番号>



文部科学省より

なお、子供や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口として、「24 時間子供SOSダイヤル」等を当省ホームページやSNS等を通じて周知していますので、適宜活用していただくようお願いします。

「24 時間子供SOSダイヤル」
0120-0-78310
(なやみ言おう)